▲土山駅北広場駐車の状況

## 山駅北整備の行政責務は

上から目線でなく協議

## 地連交流施設の委託は 理事逆に法的根拠を

所有権・設置は県、 12月議会での答弁で、 賃貸

公費投入での委託料の交

行った。

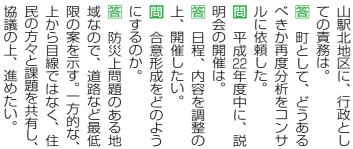
期間が必要では。

実証には1年という

の能力の実証に基づきにより勤務成績、その他

使ってはいけないと

般



とは違い口頭での説明と に学校に行ったが、約束 と電話があり、3月5日

内容に対する町の考えは、 県である。 設置、所有は県か。

的根拠のない委託は。 たデザインラボに委託。 従前より協議してい

財政的困難な時に法

言う、逆に法的根拠を示 していただきたい

を支払って運営している。 借契約もないのに委託料

法的根拠も明確でない

知事に質問

緑生会代表

松本

間 多くの課題のある土

## 町長 地公法に基づき

町長就任時、 -ダーを企画統 給

降格丫



## 綱紀粛正内容は

綱紀保持は通知している

どうあるべきか。 が最も重要な職責、使命

うなら名誉棄損で訴える。 影響することもあると思 飲食をされ、 可否を表明すること 議会制民主主義とは いい加減な事を言

前 夜 こと。議会軽視ではない することは議会軽視では ないのか。 「首長主導による旗上げ

評価できな

書・決定書、

神戸地裁

公平委員会の裁決 町長の本意は。

大阪高裁の判決文など写

しを提出した。

した。

町長の責任範囲と総

読ませていただいた。

議場で陳述書も全文

町長の失態が書かれ

教育委員会のトップ

れたくなかったのでは。ている高裁の判決を見ら

間 以前、「すべての責任町部局は町長である。

のあり方や疑問点を問う。 実行された内容は。 まちの将来を案じ行政 職員は全体の奉仕者 綱紀粛正の考え方と

し同じ案件を再度、

の考えに変わりはないか。

以前からその考えに

く」と発言されたが、 も関与しチェックして

否決した理由を無視

である。

として、 潔で公平・ 行わなければならない。 綱紀保持については、 法令を厳守し清 公正な職務を

間 職務中、 通知している。

片山善博総務相は

法に則ってしている

変わりはない。

告を受けていない。 町長は把握しているのか。 より苦情を聞いているが、 のする職員がいると住民 そのような事例は報 酒のにおい あくる日に るが、 りかねない、 い」と見解を出されてい べて通すような議会にな 候補者は首長のことをす

括管理権の考えは。 いと思う方に声をかける 頑張っていただきた 町長の考えは。

けだったのでは。

にて1時間の閲覧許可だ

提出ではなく、議場

ことについては問題ない

新政ネットワ

渡辺

ク代表



ずか8カ月間での人事評者は行えないとある。わとあり、1年在級しないせるとき1級上位の職務 括。2カ月後元の職場へ。 与に関する規則で昇格さ 6カ月後理事に任命。 氏の後任人事で、その任 に他のリー

いたため、断り帰ってきた 聞き、文書回答を求めて

県に提出した質問状の

15

価は。

地方公務員法第15条

ら「会って説明をする\_

状を送付した。 ため、今回、

2月25日、

支援学校か

裁に上告するという案件

12月臨時議会で最高

に一切の資料を出そうと

しなかったことに愕然と

般

質

問